

某以於其杉原上伊那署長 郡長、仲裁、下  
在起案項ニ至、解決シタ

協同案項

- 一 彼解職者ハ六月以内ニ解職當時ノ待遇ヲ以テ  
孰孰セシムルト
- 一 被解職者ハ孰孰ニ解職當時ノ俸給ヲ  
年當トシテ支給スルト
- 一 労働協合ハ加盟ハ従業員ノ自由ニシテ

二

信州交通労働組合 伊那支部ノ創立

組合ノ組織運轉ハ甚々進ミ、七月十四日、十月一日

正午ヲ、協以 伊那町旭産、於テ 伊那支

部ノ 幹事會ヲカアツタ

當時、加盟従業員ハ、五十名ニ達ス、法務省

四百九ノ内ノ百九カ従業員ニアツタ

重忠、瀧、説名、松岡、田中山ニ即、

鈴木、磯岡、中、等ナリキ、

役員選定ニ結果、会長小崎、副会長

北村、磯松、会計中村定邦、監査、

名田健一、石田将一ニ決定シタ